

令和元年11月15日

総務大臣  
高市 早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 多賀谷 一照

答 申 書

令和元年9月27日付け諮問第3121号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見及びその意見に対する考え方

令和元年11月15日  
情報通信行政・郵政行政審議会

意見	考え方
<p>「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の許可並びに負担金の額及び徴収方法の許可に対する意見(パブリックコメント)」</p> <p>(1)「ユニバーサルサービス制度」における構造では、「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」が既得権益での独占している「FTTH(光ファイバー)」及び「CATV(ケーブルテレビ)」が「トラフィック(回線混雑)」を招く構造と思いますので、「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」をバランス良く廃止して行く事が先決と、私し個人は思います。要するに、全体的なバランスを考えますと、「MNO(移動体通信事業者)」が既得権益での独占しているSIMカードのロックを解除すれば、「MVNO(仮想移動体通信事業者)」の参入が容易に成る構造と、私は考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 現行のユニバーサルサービス制度においては、加入電話等の電話サービスが国民生活に不可欠なサービスとして基礎的電気通信役務に位置づけられており、あまねく日本全国における基礎的電気通信役務の提供が確保されるべきものとして、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に対して、その適切、公平、かつ安定的な提供に努めることを義務づけており、適格電気通信事業者であるNTT東日本及びNTT西日本が提供する基礎的電気通信役務の赤字の一部について交付金により補填されています。</p> <p>なお、総務省においては、「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」を定め、移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に向けて、電気通信事業者に対し、最低限必要な場合を除いてSIMロック解除に応じるべきとしています。</p>